

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から54年2月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から54年2月まで
近所の女性3人と「先のことは分からないけど、何か良いことがあると思うから入ろう。」と話して一緒に付加年金に加入したが、自分だけ付加保険料の納付記録が他の3人と全く違うのは、納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫と共に昭和35年10月1日に国民年金に加入し、35年12月16日に国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出され、厚生年金保険加入期間を除き、国民年金制度が発足した36年4月から60歳に到達する平成2年5月までの国民年金保険料を完納しているほか、申立期間直後である54年3月から55年12月までは付加保険料を納付しており、納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人の夫は農業者年金加入者であり、申立期間について付加保険料を含めて国民年金保険料を納付しているほか、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳に到達する59年11月までの国民年金保険料を完納していることから、申立人の夫も納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立人が付加年金と一緒に加入したとしている近所の女性3人は、いずれも申立期間は定額保険料及び付加保険料を納付しているほか、そのうち連絡できた2人は「集会所に寄って支払いをしていた。申立人も同じように支払っていた。」と証言している。

加えて、申立人は「当時、付加保険料は400円であったと思う。」と申し立てており、制度上、付加保険料は昭和45年10月から48年12月までは350円、49年1月から現在までは400円であることから、申立金額とほぼ符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

島根厚生年金 事案 157

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は20年8月10日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から18年8月までは30円、同年9月から19年5月までは50円、同年6月から20年7月までは90円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年8月10日まで

昭和17年3月に国民学校高等科卒業後、学校の紹介でA事業所に就職し、陸軍に入隊するため退職するまでの期間、職員寮に入り週2日B青年学校に通学しながら同事業所の工場に勤務していた。厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が通学していたB青年学校の同級生で、申立人と同様に同じ工場において同じ業務に従事していた元同僚の証言、申立人から提出された昭和17年3月撮影の記念写真及び退職時期と退職事由に係る申立人の主張に信憑性^{しんぴやうせい}が認められることにより、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁の記録により、当該元同僚（昭和17年10月入社）は、申立期間の大半を含む昭和17年10月29日から20年10月1日まで当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できるほか、申立人と同じ職員寮に入居し、申立人と同じ工場に勤務していた別の同級生2人のうち1人にも、申立期間を含め当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、相当数の項の紛失がみられ、多数の同僚について記号番号の欠落があるほか、申立人と同じ職員寮に入居し、申立人と同じ工場に勤務してい

た同級生2人のうち別の1人については、社会保険庁のオンライン記録では、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録は確認できないが、当該被保険者名簿では、被保険者として氏名が確認できるなど、社会保険事務所における記録管理の不備が認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年8月10日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったものと認められる。

また、標準報酬月額については、B青年学校の同級生であった元同僚の記録から、昭和17年6月から18年8月までは30円、同年9月から19年5月までは50円、同年6月から20年7月までは90円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和32年3月1日に訂正し、同年3月から34年6月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月1日から34年7月1日まで

私は、昭和32年3月1日にA事業所に就職し、43年9月30日に退職するまで継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、申立期間は厚生年金保険に未加入となっており、34年7月1日に資格取得となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された社員旅行における集合写真（申立人は、「同旅行は昭和32年4月に発生したB船舶沈没事件の約1週間後で、犠牲者や残骸が砂浜に打ち上げられていた。」と具体的に証言しており、この証言には信憑性が認められることから、この写真は32年4月に撮影されたものと推認できる。）には、申立人が25年9月から40年4月まで厚生年金保険の加入記録がある同僚とともに写っていることから、申立人が32年4月当時、同事業所に勤務していたことを認めることができる。

また、申立人の入社年月について、申立期間当時の同僚8名のうち生存する2名から聴取したところ、1名（昭和25年9月から34年10月まで勤務）は「31年から33年の間だった。」とし、ほか1名（30年6月から34年1月まで勤務）は「30年6月から34年1月の間だった。」としており、これらの証言は、申立人が主張する32年3月入社を裏付けるものとなっている。

さらに、当該同僚は、2名とも「A事業所では試用期間はなく、入社時から厚生年金保険に加入し、毎月の給与から保険料が控除され、申立人とは同じ業

務・勤務形態だった。」と供述しており、2名とも、勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間が一致していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年7月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出及び保険料の納付を行ったかどうかについて不明としているが、事業主により申立てどおりの資格取得届が提出された場合には、その後申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和34年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る32年3月から34年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月から 45 年 10 月まで

申立期間は、A事業所に実兄と共に勤めていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管しているA事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名は無く、申立期間及び申立期間の前後において整理番号に欠番も見当たらない。

また、B事業所（A事業所の現在の名称）によると、「昭和 60 年 7 月 4 日以前の社会保険関係の資料及び 59 年 9 月 1 日以前の給与台帳が残存しないことから、申立人の申立期間当時の勤務状況や厚生年金保険料控除状況については分からない。また、申立期間当時の申立人の職種は日々雇用であり、社会保険には加入していない。」と回答している。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人は申立期間の一部である昭和 45 年 4 月から同年 10 月までは国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人も「両親のどちらかが手続等をしたと思う。」と述べている。

加えて、同じ職種で同事業所に勤務していたとする申立人の兄及び同僚の 2 人も、申立期間を含めた期間において国民年金に加入している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。